

## 大学向けCHASER情報の利用約款

### (適用範囲及び変更)

第1条 本約款は、一般財団法人安全保障貿易情報センター（以下「甲」という。）が提供する大学向けCHASER情報（以下「本サービス」という。）について、甲と利用者（以下「乙」という。）との間の利用について定めるものとする。

- 2 本約款は、本サービスを利用するに当たり、乙が行う一切の行為に適用されるものであり、乙は本約款に同意の上、本サービスを利用できるものとする。
- 3 甲が乙に本サービス上で提示する取決めや注意事項は、それぞれ本約款の一部を構成するものとする。
- 4 本サービスは、輸出者の自主管理におけるエンドユーザチェックに資する『総合データベース/CHASERコーナー』で提供している内容から、大学等向けに特化した、大学向けCHASERリストを別途に作成の上、提供するものである。
- 5 大学向けCHASER（チェイサー）情報は、経済産業省の外国ユーザーリストを含む、国内外の公的機関等が安全保障関連の何らかの懸念があるものとして公表している組織の「名称（別名を含む）・国名」等と、甲が外部委託した情報源により、何らかの軍事研究等に関係があると考えられる組織のうち、大学、研究機関を抽出し、その「名称（別名を含む）・国名」等を掲載した一覧（PDF）で、甲の公式ウェブサイト内、本サービスの利用者専用ページに掲載するものとする。
- 6 提供する情報の更新頻度は、概ね奇数月ごとの更新に加えて、経済産業省の外国ユーザーリスト改正時に更新するものとする。また特別の事情があった場合、別途に更新するものとする。
- 7 本約款の変更の必要がある場合、甲は乙の承諾を得ることなく本約款の内容を変更することができる。

### (利用登録、利用登録内容の変更、権利の譲渡禁止)

第2条 本サービスは、乙が甲の別途指定する利用登録申請手続に従い、利用契約を締結することで、効力を生じるものとする。

- 2 甲は、利用登録完了後、乙に対し「大学向けCHASER情報の利用登録完了連絡票」を交付する。
- 3 乙は、利用登録申請時の内容に変更が生じた場合、甲の別途指定する変更申請手続に従い、速やかに、その内容を申請するものとする。  
甲は、変更登録完了後、乙に対し「大学向けCHASER情報の利用登録変更完了連絡票」を交付する。
- 5 乙は、この利用契約に基づく権利を第三者に譲渡してはならない。

## (利用条件)

第3条 本サービスの利用資格は、本邦法人であって輸出管理を行う大学、大学院大学、大学共同利用機関法人、公的研究機関とする。ただし、甲が事前に書面で認めた場合は、この限りではない。

- 2 甲は乙に対し、本サービスの利用に必要なユーザID（以下「ID」という。）及びパスワード（以下「PW」という。）を、甲が別途指定する方法により交付する。
- 3 ID及びPWは、乙の輸出管理担当責任者の管理の下、甲が適切と認めた、限られた者（以下「ID及びPWの使用者」）だけが利用可能になるものとし、利用に際して乙は、ID及びPWの使用者を、甲が別途指定する方法により、甲に申請するものとする。
- 4 安全保障輸出管理の観点から、慎重な管理を要する国あるいは組織に係る者を、ID及びPWの使用者とすることはできないものとする。
- 5 乙はID及びPWの使用者に変更が生じた場合、甲が別途指定する方法により、速やかに、その内容を申請するものとする。
- 6 交付されたID及びPWの管理並びに使用については、乙の責任において適切に管理し、使用上の過誤又は不正使用等について、甲は一切その責を負わないものとする。
- 7 乙はID及びPWを忘れた場合又は盗まれた場合は、速やかに甲に連絡するものとする。

## (利用料金)

第4条 本サービスの利用料金は、39,600円（年間・税込）とする。なお、年間とは、4月から翌年の3月までの1年間とする。

- 2 乙は前項に定める利用料金を、甲が定める方法で、期限内に甲に支払うものとする。
- 3 年度途中から利用した場合は、加入時期にかかわらず、利用料金の全額を、甲が定める方法で、期限内に甲に支払うものとする。
- 4 甲は、乙の事前の承諾を得ることなしに、利用料金の変更を行うことができるものとし、変更については、甲が別途指定する方法により乙に対して事前に通知するものとする。

## (禁止事項)

第5条 乙は、本サービスを利用するに当たり、以下の行為を行ってはならない。

- 一 ID及びPWの使用者以外の利用
- 二 ID及びPW、又は本サービスで提供する一切の情報自体や、そこに収録されていることを外部に言及、開示する行為
- 三 本サービスのデータを営利目的として利用すること
- 四 本サービスにより利用できる情報を改ざんする行為
- 五 甲の知的財産権を侵害する行為（複製、頒布、公衆送信等）又は侵害するおそれのある行為
- 六 その他法令に違反する行為又は違反するおそれのある行為

### (解約)

第6条 乙は本サービスの契約を解約する場合、甲が別途定める手続により、甲に対して事前にその旨を通知した場合、いつでも解約することができる。

- 2 乙は、本サービスを解約した場合、利用に際し入手した電子データ等すべてを、速やかに削除・廃棄するものとする。
- 3 解約した場合は、甲は、乙が既に納入した利用料金を返還しないものとする。

### (本サービスの利用停止)

第7条 甲は、乙が次のいずれかに該当する行為をした場合、本サービスの利用の停止又は利用契約の解除をすることができる。

- 一 利用登録時の申請事項に虚偽がある場合
- 二 ID及びPWを不正に使用する場合又は使用させた場合
- 三 本サービスの提供を妨害した場合
- 四 料金の支払が遅滞した場合
- 五 その他本約款に違反する行為又は本規約の趣旨に著しく反する行為があった場合

### (本サービスの中断及び終了)

第8条 甲は、乙への事前の通知や承諾を得ることなしに、保守作業、停電及び天災等の不可抗力その他の理由により本サービスの提供を一定期間中断することがある。

- 2 甲は、事業上又は技術上等の理由から本サービスを終了することがある。ただし、この場合、終了の3か月前までに乙に対して通知するものとする。
- 3 甲は、第1項又は第2項により、乙が被ったいかなる損害についても、一切その責任を負わないものとし、利用料金の減額・返金についても一切行わないものとする。

### (免責)

第9条 甲は、乙が本サービスを利用することにより得た情報等におけるすべての保証責任について、一切負わないものとする。

- 2 甲は、本サービスの利用に起因する乙の逸失利益や第三者から乙に対してなされた損害賠償請求に基づく損害を含むいかなる損害についても、一切その責を負わないものとする。
- 3 本サービスで提供する情報は、あくまで、エンドユーザチェックに当たって、フラグを立てるための簡易ツールの的な位置づけであり、利用者各位で、さらに審査を進めた上で、自らの責任で判断いただくことを想定しているところのものである。よって甲は、提供情報の内容に関する問合せ、また情報に基づき、どう判断すべきかの問合せは、一切、受け付けないものとする。

### (合意管轄)

第10条 本約款に関する甲乙間の訴訟については、東京地方裁判所をもって、第一審の合意管轄裁判所とする。

(準拠法)

第11条 本約款の成立及び効力の準拠法は、日本法とする。

附則

- 1 本約款は、平成29年11月1日から適用する。
- 2 第5条の規約にかかわらず、本約款の実施された日から平成29年度中に加入した者については、加入した日から平成30年3月末日までの利用料金を16,200円(税込)とするものとする。
- 3 本改正約款は、2019年10月1日から適用する。